



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和4年4月第5回市長定例記者会見

- ・日時 令和4年4月28日(木)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 SLぐんまみなかみ号ファーストランのおもてなしとして
へそ踊りによるお出迎えを実施します(資料1)
- 2 連休中における渋川市の安全管理体制等についてお知らせします(資料2)
- 3 市民後見人を養成するため市民後見人養成講座の受講料を補助します(資料3)
- 4 渋川市消防団機能別団員が活動を開始しました(資料4)
- 5 生活困窮世帯・ひとり親世帯への灯油購入費助成事業の実績をお知らせします
(資料5)
- 6 一般就労が困難な方や生活に困窮している方に
就労準備と家計改善支援を行います(資料6)

○次回開催予定

日時：令和4年5月9日(月)午後1時～

場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
4月25日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	15:00	令和4年度スタートアップミーティング⑥	庁議室	秘書室
4月26日(火)	10:30	第4回政策戦略会議	庁議室	秘書室
	13:30	第17回渋川市食生活改善推進員連絡協議会総会	市民会館大ホール	健康増進課
	15:30	渋川地区自治会連合会総会	プレヴェール渋川	市民協働推進課
	18:00	令和4年度第1回日本のまんなか渋川・市長と語る会	庁議室	秘書室
4月27日(水)	9:30	長寿者顕彰	市内	高齢者安心課
	13:30	令和4年度渋川市健康推進員委嘱式	市民会館大ホール	健康増進課
	19:00	渋川市青少年育成推進員連絡協議会総会	大会議室	生涯学習課
4月28日(木)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	17:00	子持産業振興(株)臨時株主総会及び取締役会	子持行政センター	農政課
4月29日(金)	10:00	令和4年度第1回移住者の集い	白井宿	政策創造課
4月30日(土)				
5月1日(日)	10:00 11:00 11:00	子持山山開き及び子持神社例大祭 緑化苗木配布会 牡丹祭り	子持神社 子持山若人の道駐車場 佛光山法水寺	秘書室 都市政策課 観光課
5月2日(月)	9:00	令和4年度スタートアップミーティング⑦	庁議室	秘書室
	10:30	令和4年度スタートアップミーティング⑧	庁議室	秘書室
	13:30	令和4年度スタートアップミーティング⑨	庁議室	秘書室
	15:00	第5回政策戦略会議	庁議室	秘書室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
5月2日(月)	9:00	令和4年度スタートアップミーティング⑦	庁議室	秘書室
	10:30	令和4年度スタートアップミーティング⑧	庁議室	秘書室
	13:30	令和4年度スタートアップミーティング⑨	庁議室	秘書室
	15:00	第5回政策戦略会議	庁議室	秘書室
5月3日(火)				
5月4日(水)				
5月5日(木)				
5月6日(金)				
	18:00	渋川市保護司連絡協議会定期総会	プレヴェール渋川	地域包括ケア課
5月7日(土)				
5月8日(日)				
5月9日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	15:00	令和4年度スタートアップミーティング⑩	庁議室	秘書室

資料1

発表：産業観光部 部長 金井 裕昭（観光課） 電話0279-22-2873 内線4899

SLぐんまみなかみ号ファーストランのおもてなしとして へそ踊りによるお出迎えを実施します

鉄道開業150年の記念企画として運行される「SLぐんまみなかみ号」の乗客をおもてなしするため、4月29日(金・祝)、5月4日(水・祝)、5月7日(土)の3日間、渋川駅で「へそ踊り」によるお出迎えを実施します。

1 経 緯

2022年は、鉄道開業150年のメモリアルイヤーとなり、JR東日本では様々なイベントや企画が用意されています。その先駆けとして、上越線・信越本線で「SLぐんまみなかみ号」、「SLぐんまよこかわ号」がそれぞれ運行される予定です。

その中で、JR東日本から、「SLぐんまみなかみ号」の停車駅である渋川駅で、SLに乗車する方々を渋川にちなんだおもてなしを行いたいとの申し出があり、市とJR東日本が協力して、へそ踊りによるお出迎えを実施します。

2 運行予定日

- (1) 令和4年4月29日(金・祝)
- (2) 令和4年5月4日(水・祝)
- (3) 令和4年5月7日(土)

3 実施時間 各日とも渋川駅停車時間の午前10時35分頃から20分程度

4 おもてなし内容

SLが停車している間、駅ホームにて、渋川市を代表するイベントの「渋川へそ祭り」で踊る「へそ踊り」を披露し、渋川市をPRします。

5 参加人数（予定）

日 程	へそ踊り人数	観光課職員
4月29日(金・祝)	5名	1名
5月4日(水・祝)	5名	1名
5月7日(土)	5名	1名

問い合わせ先

- 東日本旅客鉄道(株)高崎支社渋川駅（電話0279-23-3255）
駅長 芳澤 壮二（よしざわ たけじ）氏
指導係 神尾 美野梨（かみおみのり）氏
- 渋川市産業観光部観光課（電話0279-22-2873）
課長 関口 礼二（内線4880）
観光振興係長 荒木 信彦（内線4881）

資料2

発表：市長戦略部 部長 伊勢 久美子（秘書室） 電話0279-22-2110 内線2410

連休中における渋川市の安全管理体制等について お知らせします

渋川市は、4月29日（金・祝）から始まる連休に備え、4月28日（木）に開催した庁議において、各部局での危機管理対応、所管施設の開館状況、緊急伝達の体制などの確認を行いました。

その中で、安全管理体制等について、重要となる対応についてお知らせします。

1 知床沖の事故を受けた対応

北海道知床沖での遊覧船事故を受け、国土交通省からの情報を受け市内のバス事業者3社に対し、4月26日付で別紙の通知を送付し、改めて事故防止の注意喚起を行いました。

2 市内体育施設、公園等の安全点検の実施

利用者の安全を図るため、市内にある体育施設や公園施設の安全点検を、指定管理により施設管理を管理している、(財)まちづくり財団の職員が以下のとおり実施しました。

- (1) 点検期間 令和4年4月26日（火）～28日（木）
- (2) 実施施設 102施設
- (3) 点検結果 異常なし

3 新型コロナウイルス濃厚接触者への支援

新型コロナウイルス濃厚接触者への支援について、連休中も休まず実施します。

参考

濃厚接触者支援実施状況

期 間	支援者数		陽性者数
2月4日～3月3日	76世帯	179人	446人
3月4日～3月31日	66世帯	166人	318人
4月1日～4月27日	69世帯	196人	332人

問い合わせ先

市長戦略部秘書室（電話0279-22-2110）

室長 後藤 正己（内線2411）

秘書政策係長 兵藤 正和（内線2416）

令和4年4月26日

バス事業者 各位

渋川市 建設交通部 交通政策課
(公 印 省 略)

乗合バスの安全な運行について (注意喚起)

標記バス運行事業につきましては、平素より多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年4月23日午後に発生した、北海道・知床半島沖での遊覧船の海難事故は、輸送の安全確保の重要性を改めて提起することとなりました。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少しております各種運送事業は、今後、需要が徐々に回復していくことが予想されます。

国土交通省では、貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭指導を全国一斉に実施する他、当該海難事故を受け、昨日より、全国の旅客船事業者に対し、緊急安全点検を通達しています。

つきましては、ゴールデンウィーク等の行楽期等は交通需要の高まりが考えられることから、本市乗合バスの運行におきましても、車両の点検整備、運転者の健康管理、安全運行の徹底など、輸送の安全の確保につきまして、改めてご配慮いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

新公共交通係 萩原・齊藤・須田
電話 0279-22-2264

市民後見人を養成するため 市民後見人養成講座の受講料を補助します

渋川市は、令和元年度から成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。その中で、今後、成年後見人等を担う人の数が不足していくことが予想されています。そこで、市民後見人を養成するため、令和4年度から新たに、市が指定する市民後見人養成講座を受講する市民に対して、受講料を補助する制度を開始します。

1 概要

認知症、知的障害、その他精神上の障害があること等によって判断能力が不十分な方々の権利や財産を守り支援する「成年後見制度」は、高齢化等の進展により需要の高まりが予想されています。しかし、成年後見人等を担う親族や地域の専門職の方の数は、十分ではありません。

渋川市は、こうした課題への対応として、市民後見人（注1）を養成するため、市が指定する市民後見人養成講座を受講する市民に対して、受講料を全額補助します。

なお、補助金の交付を受けた方は、市の市民後見人候補者名簿に登録されます。名簿登録後は、渋川市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（注2）の支援員及び法人後見（注3）支援員や、市民後見人として、活動していただく予定です。

注1：市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた人。

注2：日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。本人の希望によって支援を行う事業であり、本人の判断能力が低下し、意思が確認できなくなった場合には、支援が実施できなくなる。そういった場合には、日常生活自立支援事業を解約し、成年後見制度につないでいく必要がある。

注3：法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人等になること。

2 補助対象者

- (1) 養成講座の受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が20歳以上である人
- (2) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 成年後見制度及び高齢者、障害者等に対する福祉に理解と熱意があり、かつ、心身共に健康である者
- (5) 原則として養成講座のすべての課程を受講できる見込みがある者
- (6) 市民後見人として本市内で活動する意思がある者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - ①民法第847条に規定する欠格事項に該当する者
 - ②渋川市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にある者

- 3 補助対象経費 市が指定する養成講座の受講料
- 4 補助金の額 7万7,000円（補助対象経費の10分の10、全額補助）
※令和4年度予算額：77万円
- 5 補助対象講座
- (1) 講座名 令和4年度市民後見人養成講座（第15期）
 - (2) 主催 一般社団法人地域後見推進センター（地域後見推進プロジェクト）
 - (3) プログラム編成 東京大学大学院教育学研究科生涯学習論研究室
 - (4) 受講コース（予定）
 - ①教室での講義（東京）
 - ②オンライン講義（同時配信、Zoom）
 - ③オンライン講義（録画配信、YouTube）
- 6 申請手続（予定）
- (1) 補助対象講座の申込みをする前に、補助金交付申請書を、市に提出してください。（申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます）
 - (2) 市から補助金の交付決定通知が届いたら、各自で補助対象講座を申込みの上、講座を受講し、講座を修了していただきます。
 - (3) 実績報告書、修了証、領収書を市に提出していただいた後、補助金を交付します。
- 7 事業の周知・申請受付期間
- 補助対象講座の今年度の詳細が決まり次第、市ホームページや広報しぶかわへの記事掲載により周知します。なお、周知は、8月頃となる見込みです。
- 8 その他
- 県内の他市では、令和4年4月時点で3市（高崎市、太田市、館林市）が、市民後見人の養成を実施しています。

参考

渋川市における成年後見制度利用促進の取り組み状況

- ・令和元年9月1日 渋川市成年後見サポートセンター開設
- ・令和元年10月1日 渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例施行
- ・令和2年2月 渋川市成年後見制度利用促進基本計画策定
- ・令和2年7月 成年後見制度無料相談の開始（市役所本庁舎で毎月1回実施中）
- ・令和2年11月19日 市民向け成年後見制度講演会の実施（成年後見落語、座談会）
- ・令和3年11月19日 福祉関係者向け成年後見制度講習会の実施

問い合わせ先

福祉部高齢者安心課（電話0279-22-2257）
課長 西脇 正悟（内線1224）
高齢福祉係長 小杉 早苗（内線1236）

資料4

発表：危機管理監 真下 彰文（危機管理室） 電話0279-22-2130 内線2105

渋川市消防団機能別団員が活動を開始しました

渋川市消防団は、日中の時間帯に発生した火災の初期消火及び分団の後方支援活動を行う「機能別団員」を募集し、令和4年4月から4人が活動を開始しました。現在までに団員の定員に達していないことから、引き続き募集を行います。

1 趣 旨

日中の時間帯に活動できる元消防団員及び元消防職員で構成する機能別団員が活動を開始しました。

日中に火災が発生した場合は、出場団員を補佐し、初期消火を円滑にすること、また、現場周辺の安全確保など出場団員の後方支援を行っていきます。

2 現在の機能別団員数

4名 内訳：渋川地区1名、伊香保地区1名、小野上・子持地区2名、
赤城・北橘地区0名
※4名全員が元消防団員

3 機能別団員の年齢層

- ・60代：2名（渋川地区、伊香保地区）
- ・50代：1名（小野上・子持地区）
- ・40代：1名（小野上・子持地区）

4 今後の募集

機能別団員の定数は、20名（渋川地区、伊香保地区、小野上・子持地区、赤城・北橘地区各5人）となっています。

全ての地区で定数に達していないため、引き続きホームページや広報での募集を継続していきます。

5 募集要件

(1) 資 格

次の全てにあてはまる方

- ①市内に居住し、又は勤務する方で、年齢18歳以上で70歳以下の方
- ②素行善良かつ身体強健な方
- ③消防職員又は消防団員として通算5年以上の経験を有する方

(2) 活動内容

午前8時～午後5時の間に発生した火災の初期消火及び分団の後方支援活動

(3) 処 遇

年額報酬：2万円 ※退職報償金・出勤報酬は、支給されません

(4) 補 償 等

活動中に事故やケガをした場合については公務災害の対象となり、医療費が補償されます。また、消防協会の福祉共済制度による給付金も支給されます。

6 その他

令和2年4月1日現在、県内で機能別団員を任用しているのは12市町村です。その内、渋川市と同様に消防団OBを任用しているのは7市町村です。

問い合わせ先

危機管理室（電話0279-22-2130）

室長 中山 久子（内線2180）

消防係長 萩原 良和（内線2183）

資料5

発表：福祉部 部長 山田 由里（地域包括ケア課）電話番号0279-22-2250 内線1200

生活困窮世帯・ひとり親世帯への灯油購入費助成事業の実績をお知らせします

コロナ禍によって家計に大きな影響を受けている家庭にとって、灯油代の上昇は、家計をさらに圧迫する原因となりました。そのため、灯油価格の高騰に伴う対策として、生活困窮世帯やひとり親世帯を対象に実施した、灯油購入費助成の実績をお知らせします。

1 概要

原油価格の高騰に伴う緊急対策として、市民税非課税世帯、生活保護受給世帯及び18歳以下の子どもを養育するひとり親家庭に対して暖房用灯油の購入費の一部を助成しました。

2 対象者

- (1) 渋川市の住民基本台帳に登録されている令和3年度市民税非課税世帯（8,369世帯：令和3年11月18日現在）
- (2) 補助対象期間における児童扶養手当受給者（500人：18歳以下の子どもを養育するひとり親で一定所得未満の者）

3 補助額 1世帯当たり5,000円（上限額）

※予算額：4,434万5,000円

（令和3年度一般会計補正予算（第10号）・12月議会で議決）

4 補助期間 令和3年12月1日～令和4年3月15日の間の灯油購入費

※申請期限は令和4年3月25日

5 事業実績

	非課税世帯等	児童扶養手当受給世帯	合計
対象世帯数	8,369世帯	500世帯	8,869世帯
申請件数	2,537件	259件	2,796件
交付	2,517件	256件	2,773件
不交付	20件	3件	23件
支給額	1,243万4,088円	126万5,901円	1,369万9,989円

6 その他

- ・ 交付事務に当たって、補助上限額や申請場所に関する質問が多くありました。
- ・ 申請が1回限りだったことから、補助上限額に満たない申請があった場合は、上限額まで申請可能である旨を案内しました。

問い合わせ先

福祉部地域包括ケア課（電話0279-22-2250）

課長 柴田 宏（内線1210）

管理係長 福島 敬（内線1226）

福祉部こども課（電話0279-22-2415）

課長 藤井 成行（内線1201）

子育て支援係長 横田 美由紀（内線1242）

資料6

発表：福祉部 部長 山田 由里（地域包括ケア課）電話番号0279-22-2115 内線1200

一般就労が困難な方や生活に困窮している方に 就労準備と家計改善支援を行います

生活に困窮している方の自立に向けた支援として、一般就労が困難な方への就労に向けた準備や、家計に問題を抱え生活困窮となっている方への家計改善の支援を行います。

まずは、体操やウォーキングといった体を動かすための軽い運動などでの基礎体力づくり、職場見学、就労体験などを通じ、一般就労に向けた個別支援を実施します。また、家計の収支に問題のある人に対して、家計のやりくりに必要な節約方法等の助言や支援を行います。

1 目的

一般就労が困難な方や家計に問題を抱え生活困窮となっている方に対して、自立に向けた支援の一環として就労準備・家計改善支援事業を実施します。

2 概要

(1) 就労準備支援

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施します。

(2) 家計改善支援

生活困窮者の中には、家計のやりくりが上手にできない人もおり、そのため生活困難な状況に陥っているケースもあります。生活に困窮する各世帯の収入と支出を確認し、家計の「見える化」を行い家計改善に向けた必要な助言や支援を個別に行います。

3 対象者

市は、生活に困窮する人の相談を随時受けています。各種の相談の中で、この事業による支援が必要な方に対し、随時、個別支援を行います。

4 相談窓口 福祉部地域包括ケア課保護係

5 令和4年度予算額 226万円（渋川市負担分）

6 支援事業者

個別の支援については、群馬県が委託契約した事業者の支援員が行います。

7 周知方法

生活困窮者からの相談時に必要に応じて紹介するとともに、社会福祉協議会やハローワークに対し周知用チラシを配布します。

問い合わせ先

福祉部地域包括ケア課（電話0279-22-2115）

課長 柴田 宏（内線1210）

保護係長 鈴木 龍児（内線1712）

就労準備・家計改善支援事業のご案内

就労準備支援事業とは・・・

様々な事情によりすぐに就労するのが不安な方に対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成をはじめとした生活再建のサポートをします。

【具体的な相談例】

- 人付き合いが苦手で職場の人間関係が不安
- 仕事が長続きせずどんな仕事に向いているのか不安
- 長い間仕事をしていなくて働けるか不安 など



【具体的な支援内容】

基礎体力づくり（体操やウォーキングなどの軽い運動）・職場見学・就労体験などを通じて、就労に向けた準備や自分の適性を見つけるお手伝いをします。

家計改善支援事業とは・・・

家計に関する悩み事に対し、相談者の個別の状況に応じて、家計が抱える根本的な問題を解消するためのアドバイスを行い、生活再建のサポートをします。

【具体的な相談例】

- 出て行くお金が多く、手元にお金が残らない
- ローンやクレジットの返済が難しい
- 税金や水光熱費、家賃などを滞納している など



【具体的な支援内容】

- 必要ない支出や減らせる支出のアドバイスをします。
- 借金の返済方法や必要に応じて債務整理などのアドバイスをします。
- 受けられる給付制度の紹介、分割納付の提案などを行います。